

高知工業高等専門学校教職員表彰規則

制 定 平成23年2月17日

一部改正 平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育・研究・学生指導等の諸活動の活性化を図り、教職員の自己研鑽の実をあげることを目的とし、顕著な功績を挙げた者を表彰するため定める。

(表彰の基準及び対象者)

第2条 表彰は、本校の教職員で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 教育活動に顕著な功績があった者
- 二 研究活動に顕著な功績があった者
- 三 学生指導に顕著な功績があった者
- 四 社会貢献に顕著な功績があった者
- 五 その他学校運営に顕著な功績があった者
- 六 その他顕著な功績及び本校の名誉を著しく高めたと校長が認める者

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は、個人評価委員会の議を経て校長が行う。

(表彰の方法等)

第4条 表彰は、毎年度末に、校長が被表彰者に別紙様式による表彰状及び副賞を授与することにより行う。ただし、一旦表彰を受けた者は、原則として、その年度から5年間は、表彰の対象外とする。

2 表彰結果は、校内外に公表する。

(事務)

第5条 教職員表彰に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、教職員表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別紙様式

第 号
表 彰 状
殿
あなたは高知工業高等専門学校の〇〇〇〇に関して特に顕著な功績を挙げられましたので高知工業高等専門学校教職員表彰規則によりここに表彰します。
平成 年 月 日
独立行政法人国立高等専門学校機構 高知工業高等専門学校長 〇 〇 〇 〇 印

1. 表彰状は、A4版、縦長、横書きとする
2. 表彰状の文面は、被表彰者の功績等の内容に合わせてその都度定めるものとする